

会 議 録

会 議 の 名 称	平成 26 年度 第 2 回藤井寺市景観審議会
開 催 日 時	平成 26 年 11 月 12 日（水曜日） 14 時から 15 時 20 分まで
開 催 場 所	藤井寺市役所 3 階 305 会議室
出 席 者	<p>《審議会委員》 (出席者) 増田 昇、岡山 敏哉、佐久間 康富、富山 昌克、山本 剛、小野 常芳、西川 礼子、安井 紗香（敬称略・順不同） (欠席者) 大西 慶一（敬省略）</p> <p>《事務局及び説明者》 (都市整備部 まちづくり推進課) 金森部長、中原課長、片田課長代理、永田主査、都市計画担当者 (総務部 世界遺産登録推進室) 山田室長 (大阪府 教育委員会事務局 文化財保護課) 福田課長補佐、土屋副主査</p>
会 議 の 議 題	<p>報告案件【1】景観計画の変更（案）について</p> <p>報告案件【2】景観法に基づく景観地区について</p> <p>報告案件【3】景観条例の改正（案）について</p>
審 議 会 の 資 料	<p>【資料1】 次第</p> <p>【資料2】 議案書</p> <p>【資料3】 参考資料</p> <p>【資料4】 藤井寺市景観計画変更案</p>
会議の成立	成立
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開
傍 聴 者 数	0 人
その他の必要事項	

発言者	審議内容 (発言内容、審議経過、結論等)
事務局 (中原課長)	<p>1. 開会</p> <p>本日は、お忙しい中、本審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。 定刻より若干早いですが、只今より、平成26年度第2回藤井寺市景観審議会を開催させていただきます。 わたくし、まちづくり推進課長の中原でございます。審議会終了まで、よろしくお願いいたします。 それでは、開会にあたりまして、國下市長よりご挨拶を申し上げます。</p>
國下市長	<p>2. 市長あいさつ</p> <p>皆さん、こんにちは。平成26年度の第2回藤井寺市景観審議会を開会したところ、皆様方には、お忙しいところにも関わりませず、お集まりいただきましたことに関して心から厚く御礼を申し上げるところでございます。</p> <p>平素は、本市の景観行政に対しまして、ご指導、ご協力を賜っておりますことに対し、これもまた厚くお礼を申し上げるところでございます。</p> <p>さて、前回審議会に引き続き、本日の審議会に付議されております報告案件は、「景観計画の変更(案)について」と「景観法に基づく景観地区について」、「景観条例の改正(案)について」の3件でございます。</p> <p>詳細につきましては後ほど事務局より詳しくご説明を申し上げますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>さて、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産登録に向けた取組みにつきましましては、緩衝地帯を設け、その全地域において、眺望景観の保全や古墳と調和した環境を、市民の皆様と共に形成し維持していくことが不可欠となってまいります。</p> <p>また、このような取組みを進めるためには、市民の皆様へ、世界的な郷土の資産である古市古墳群に愛着と誇りを持てるよう、地元の機運醸成も必要となってまいります。</p> <p>このようなことから、景観セミナーを順次開催してまいります。</p> <p>委員の皆様には、本セミナーの講師をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。</p> <p>このセミナーを通しまして、情報を発信することで、本市の景観魅力を一層高め、藤井寺市らしい個性とうるおいのある景観の形成を図り、これからも市民の皆様の後押しとともに、進めてまいります。</p> <p>委員の皆様におかれましては、各分野で培われた豊富な経験と知識を活かしたご意見をいただきたいと考えておりますので、ご協力</p>

事務局 (中原課長)	<p>を賜りますようお願い申し上げます。 以上簡単なあいさつでございますが、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。 それでは、これより本審議会は、藤井寺市景観審議会規則に基づき、運営させていただきます。 本審議会は、合計9名の委員で構成されております。本日は、9名中8名のご出席を賜っており、2分の1以上に達しておりますので、同規則第3条第2項の規定によりまして、本審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 なお、大西委員は、本日所要の為ご欠席となっておりますのでご報告申し上げます。 恐れ入りますが、國下市長におきましては、この後、公務がございますので、誠に失礼とは存じますが、ここで退席させていただきます。 しばらくの間、お時間をいただきます。</p>
國下市長	<p>皆様方よろしくご審議お願い致します。 (公務により退席)</p>
事務局 (中原課長)	<p>それではここで、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと存じます。 資料といたしまして、会議次第・議案書・議案書参考資料・資料①藤井寺市景観計画変更案の計4部を事前に送付させていただいております。 資料に不足等がございましたらお申し出ください。 それでは、会議次第により審議会を進めてまいりたいと存じます。 増田会長、議事進行のほうよろしくお願いたします。</p>
増田会長	<p>3. 案件</p> <p>皆さんこんにちは。第2回目ということでございます。よろしくお願い致します。 今日は報告案件として、「景観計画の変更(案)について」と「景観法に基づく景観地区について」、「景観条例の改正(案)について」です。 まず、会議を始める前に公開について、お諮りをしたいと思います。 事務局からの説明をお願いしたいと思います。</p>

事務局 (中原課長)	<p>本審議会は「藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開により行われます。なお、会議録作成のために録音をさせていただきますことをご了承ください。</p> <p>会議録につきましては、委員の氏名を開示し、事前に会長にご確認いただいたうえで、公開とさせていただきます。</p>
増田会長	<p>はい、有難うございます。会議は公開ということですが、よろしいでしょうか。異議なしでございますので公開ですけども、誰か傍聴の方はいらっしゃるのでしょうか。</p>
事務局 (中原課長)	<p>本日の傍聴者は、おられませんことをご報告いたします。</p>
増田会長	<p>分かりました。少し淋しいですが、傍聴者がおられないということで、そのまま議事を進めたいと思います。</p>
増田会長	<p>(1) 【報告案件】景観計画の変更(案)について</p>
増田会長	<p>それでは、まず第一番目の報告案件ですけども、「景観計画の変更(案)」について、事務局に説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p><u>景観計画の変更(案)について説明</u></p>
増田会長	<p>有難うございました。第一議題ですけども、「景観計画の変更(案)」について、前回ここで議論させて頂いたものをかなり忠実に斟酌いただいて、修正頂いているということです。如何でしょうか。さらに何かお気づきはございませんか。</p> <p>直接は景観計画の変更に関係ないことですが、公共施設のガイドラインのようなものをいつごろ作成される予定をされているのかということと、景観重要公共施設の第一号の指定はいつごろされようとしているのでしょうか。</p>
事務局	<p>公共施設ガイドラインにつきましては、来年度作成予定を考えております。平成28年の1月の施行を目指しておりますので、それま</p>

	<p>でに作成をいたします。</p> <p>また、景観重要公共施設の指定につきましては、法上で管理者との協議、合意が必要となりますので、来年度から順次進めていく予定はしておりますが、今の段階で確実にいつごろかということは返答しかねます。来年度から、公共施設の指定に向けて協議をしてまいります。</p>
増田会長	<p>ガイドラインを作られる時に、ここで何回か議論をさせていただければと思いますので、中間報告などをしていただければと思います。</p> <p>スライド 20 ページの「古墳群周辺近隣商業地区」のところで「高層建築物の中・高層部に古墳群の眺望を妨げるような色彩を配置しない」とありますが、本文もそのようになっていますか。眺望は見通しのことですので、色彩は眺望を阻害するものではないのですが、本文はどのようになっていますか。</p>
事務局	<p>本文も同様になっています。</p>
増田会長	<p>言葉としておかしいので、変更された方がいいでしょう。「古墳群の眺望景観と不調和を発生させるような色彩を配置しない」といったように、言葉の選択をしていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>修正します。</p>
増田会長	<p>これは今日の説明のためだけの資料だとは思いますが、スライドの 15 ページ。「緩衝地帯の区分」と書かれていますが、景観計画の中では「緩衝地帯」という言葉はつかっていないのではないのでしょうか。世界遺産のところでは、「緩衝地帯」という言葉は使いますが、ここは「景観地区の区分」ではないですか。外部で説明されるときでも混乱しますので、変更しておいた方が良いでしょう。</p> <p>もう一点、明度が 6 以下ですよね。ということは、真っ黒は大丈夫ということですね。</p>
事務局	<p>色合いとしては可能ですが、まず第一に前段となる基準として、「古墳群との調和、周辺との調和」がありますので、それに基づいて周辺と調和した色彩を選んでいただくということで、そこで避けることはできると思います。</p>

増田会長	<p>大きな建物で、真っ黒な外壁が出来れば威圧感があります。このままで、指導はできますか。大丈夫でしょうか。</p>
事務局	<p>景観地区に指定する場合は、認定基準に基づいて認定することになりますが、この中の項目を読み取っていく中で、色彩の方もその中でやっていくことになりますので、大丈夫であろうと思います。</p>
増田会長	<p>そうであればいいですが、羽曳野市や堺市ではその部分で、真っ黒を解除しているのかどうか、確認をお願いします。寝屋川市でも景観形成地区を指定しておりますが、景観法が出来る前にロードサイドショップで真っ黒の建物が出来上がっているところがあります。かなり強いインパクトがあります。</p> <p>なにか他ございますでしょうか。前回ご議論いただいたものをかなり細かく修正して頂いております。抜け落ちていたようなところをご意見いただければと思いますが、大丈夫でしょうか。</p> <p>この内容の中に、「景観地区の指定」という次の内容も内包されています。基準値等は、次の案件でも議論できるところはあります。少し時間をとって、目を通して頂ければと思います。</p> <p>宮内庁の古墳周辺の柵がありますよね。あそこも配慮して頂けそうですか。</p>
事務局	<p>現在残っている見かけの悪い石柵であったり、錆びた柵等は、かなり古くから現存しているものでございまして、允恭天皇陵の周辺の古墳の廻りなどは、配慮したものにやり替えられております。おそらく通常でいきますと、配慮したものにさせていただけるかと思えます。</p>
事務局	<p>実際には、すぐにとというのは非常に困難で、ただ、仲哀天皇陵の周辺にコンクリートが非常に古いものでして、次の改修に当たっては、当然この景観計画に基づいて修繕していただけるようにと考えております。</p>
増田会長	<p>堺の方は、わりと景観を阻害しているような柵はないですね。</p>
事務局	<p>割としっかりとした街路整備がなされていますので、それに基づいて新しいフェンスが使用されております。藤井寺の方は、非常に</p>

増田会長	<p>古いフェンスが残っておりまして、それが老朽化しておりますことから、今後取り換えとなった際には配慮したものにさせていただくということで考えております。</p> <p>あと一点だけ、折角ですのでお聞きしたいのですが、都計審でも言われていて、我々も気にしないといけないのは、ある一定外部の方が来られるようになった時に、視点場であるとか周遊していくルートであるとかの計画については、いつごろ出てくるのでしょうか。この場で議論させて頂けるような機会はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>一応ルートについては、古墳の周りをできれば廻れるということで、色々なルートを考えているところでございます。しかしながら、完全に一週廻れるルートを取ることが出来ないものが大半でございまして、その中で、当然視点場を設けて観る景観への配慮ということにつきましては、まずは人が集まって留まれる場所がどこにあるのか、現在調査をして、視点場についても考えておるところでございまして、宮内庁の陵墓につきましては、前方後円墳正面の会所が視点場の一つになる。集まれる場所のあります仲哀天皇陵につきましては、前方部のコーナーが非常に古墳としては綺麗に見える場所でございますので、そういう場所については、そういう場所からの景観保全、ルート設定が考えられると思っております。ただ、允恭陵と仲津のほうにつきましては、今のところは廻れる道が途中までありますが、ルートの整備はされておられませんので、今後世界遺産登録推進室を含めて、考えていきたいと思っております。</p>
増田会長	<p>出来ましたら、これもここで議論できる場を何回か持って頂ければありがたいと思っております。色々なご意見をお伺いするという事は、非常に有効だと思えます。</p>
増田会長	<p>(2) 【報告案件】景観法に基づく景観地区について</p> <p>第一議題はよろしいでしょうか。それでは、今日の案をもって進んでいただくということで、よろしくお願ひします。その次は、「景観法に基づく景観地区について」ということで、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p><u>景観法に基づく景観地区について説明</u></p>

増田会長	有難うございます。何かお気づきの点は、ございますでしょうか。
佐久間委員	<p>前回もしかしたら話題に出ていたかもしれませんが、地元の説明会は正式にはこれからだということですが、地域の方の反応はどうでしょうか。皆さんの方で、主要な方々への説明とかご意見がこれまでにあったのでしょうか。もしあれば、お聞かせいただければと思います。</p>
事務局	<p>この景観計画と景観地区の指定につきましては、スケジュール通り12月ごろに行く予定はしておりますが、その前段で6月中旬から地区に参りまして、世界遺産の方で地元説明をしております。</p> <p>その時の内容については、大きな異論はなかったということで、前回の意見としてお答えさせていただきました。主に出てきた意見としては、実際に来られて場合に周遊道をどのように整備させていくのか、なったあかつきには実際にどうなるのかといった話が出ておりました。あまり規制に対しておかしいのではないかという意見は、藤井寺では出なかったということです。</p>
富山委員	<p>この前講演で倉敷の方に呼んでいただきました。美観地区という名前をどのようにつけられたのかはわかりませんが、美観という名前はすごいなと思いました。その時はたまたま屏風祭りをやっています、ただ屏風を玄関に置いておくだけでしたが、それでも外国人が写真を撮っていました。なんてお金のかからないお祭りだろうと思いつつながら、それでもこれだけお客さんを呼べるのはすごいなと感じました。</p> <p>「美観」のような単語をどこかで使うということも、意識改革になります。自ら美しくなっていくようなそのような単語を入れるだけでも、「景観、景観」という気持ちもわかりますが、あえて「美」という単語を入れておけば、皆さんの感じ方も変わるのではないのでしょうか。</p>
増田会長	<p>美観というのは、要綱等で制定されて使われていた時代は結構あります。ただ、法律の際には、今回の場合は景観法で統一されて、法上の位置づけとなるわけですし、藤井寺市だけ景観地区を美観地区とすることは出来ないというのが、法上の背景です。</p>
富山委員	<p>キャッチフレーズとして、使うことはできませんか。それだけでも、イメージが変わるように思います。美観とついても、汚くできないです。</p>

増田会長	<p>キャッチフレーズとしては、意味があると思います。あと、国の方で景観法を作る時には、より客観性という意味で、美観法には出来なかったのです。美の概念を法律上、どのように位置づけるのかは非常に難しいと思います。</p>
山本委員	<p>市民の関心度はどの程度ありますか。今日も公開会場ですが、誰も傍聴に来ておりません。市民の関心が盛り上がっていないのではないのでしょうか。</p>
小野委員	<p>私どもが、今様々誘導している中では、皆さん一様に応援して頂ける風潮となっております。また、地元で色々な行事をやっていますが、そのようなケースでも、我々若干会場整備であるとかお手伝いをさせていただきますが、割と励ましをいただくケースが非常に多いです。説明会も参加いたしましたけども、やっぱり極端に反対する意見はないように思います。そのために、参加者も比較的少ないのではないかと思います。積極的に賛同ということで参加するには、もうひと工夫の誘導策をしないといけないように思います。景観法上の説明ということですと、何か質問しないと困ったことがおこるのではないかという懸念がある場合はもっと出て来られるのですが。今の所大きな、また先ほど景観の実態を見ていただいても、特異な建物、高い施設などの撤去を要する様な、緊急を要する建物が、古墳の周りには意外と少ないです。市民の方も、そういった受け止め方をされているのではないのでしょうか。関心が低いというよりは、反対する意見の人が少ないということが実態であろうと思います。「何時になるんや」、「難しいのじゃないのか」というような意見は投げかけられますが、「やるべきではないよ」という意見は聞いておりません。</p>
事務局	<p>住民説明会の方を6月中旬から末にかけて開催しまして、全員で137名の方の参加がございました。人数だけ見ると少ないように思われますが、堺、羽曳野の出席率を人口比率で考えますと、藤井寺市の場合は抜けるのではないかなと考えております。その中で、先ほど小野委員がおっしゃられていた通り、基本的に景観に対してどうだという意見は若干出てきました。道明寺地域の方では、高さの規制に対しての問題意識が若干出てきたかなと思います。それから、津堂城山周辺でも高さの制限を新たにかけるところが出てきますので、それに対しても若干意見が出てきました。</p> <p>ただ、一番最初でしたので、実感の湧かない、やることに対してまずいとは思わないけども一体どうなるのかがまだよく分からない</p>

小野委員	<p>というのが実情だったようです。 今後また説明会が開かれますので、そこでは具体的な意見が出てくるかと思われま。</p> <p>過日の地元の自治会の連合会の会議で「世界遺産の会議を今やっているようだけでも、この住宅は変更しないといけないのか」という質問が、議題とは関係なしに上がっていました。「この住宅地で変えていただくことはありません」と言ったら安堵しておられました。底辺では意識はしておられるのでしょうか、大きな変化がないので声を出されないのではないかなと思います。</p>
富山委員	<p>住民は、口にださないだけで誇りに感じているのではないですか。</p>
増田会長	<p>反対がないというのは、どちらかと言えばネガティブな賛成論で、本当に世界遺産を推進してくとなるとポジティブな賛成論が湧き上がってほしいのですが。そういう意味では、百舌鳥古墳群もそうですし、古市古墳群もそうですが、皆様方があって当たり前みたいで、これほど巨大古墳が周りにあるということが、他府県から見ればすごいことであるということに気づいていないという感じがします。</p> <p>消極的賛成は皆さん多分そうで、規制に対しての反対はあまり出てこないところだと思いますが、もう一歩進んで積極的賛成を見えるようにしたいと思います。</p>
事務局	<p>私は高校の時に静岡の方からこちらに参りまして、古墳の大きさに最初驚きました。ただ、ここに勤めて地元の方々がどのように考えておられるのかをみると、「大きい古墳があるから小さい古墳はつぶしてもよい」というような感じがします。大きい古墳があるということは誇りに思っておられるが、世界遺産の話になると「周りにこんなに家があるところは無理でしょう」という話になります。考え方が、マイナスなんです。本当はそれが、プラスになるように努力していけばいいのでしょうか、なかなかパッと開いてくれないように思います。</p> <p>ただ、ここ数年少ずつ動きは変わってきております。地元の方だけではなく、割と遠くの方から見に来ていただいたりして、それを地元の方が見ているという状態ですので、地元の方々の意識が少し変わってきています。</p>
小野委員	<p>直近のことなのですが、埼玉県の80歳の女性一人が、3か月前からある古墳に関する講義を東京で受けたらしいのですが、それで関</p>

	<p>心をもって私の方に連絡がきました。古市古墳群の話を聞いた時に登れる古墳があると聞かれて、こっちまで来られて、3日間ホテルを借りて廻られた。体が悪くて倒れられると救急車を呼ばないといけませんので、我々が一日2人ずつガイドをつけて廻ったのですが、その女性は古墳に登りたいとあって、急な大鳥塚も登りたいと言って、2人で抱えて登りました。この方は、その前も私どもが出している本を買って頂いていたようで、非常に詳しい方で、その方が「全国の古墳を廻っているんだけど、古市古墳群は素晴らしい」と言っておられました。私どもはガイド料を一日1000円ずつで、2人いたので一日2000円なのですが、帰られる時に「安すぎる」と言われて、さらに5000円頂きまして、さらに礼状までいただきました。</p> <p>東京の方で、学識のある方が6人で大型のタクシーを借りて、百舌鳥と古市の古墳群を廻られたのですが、この方のお手紙が、ここで言うともあまりにも手前味噌なのですが、「古市古墳群と百舌鳥古墳群では、少し価値が違うのではないか。」という手紙を頂戴しました。</p> <p>これが地元の人にはわかってもらえない。ごく当たり前のように上に登れます。堺などでは許可がなければ上に登れません。</p>
富山委員	<p>この前、趣味の園芸のNHK出版の編集部の方が次の番組の打ち合わせで来られました。歴史好きの人がいたら、必ずパンフ等を渡しています。その時にNHK出版では出せないのかと聞いています。結局そのような方が早いと思います。好きな人に「すごいね」と言ってもらえれば、簡単に広まっていくでしょう。</p>
増田会長	<p>一つはロコミで、もう一つは先ほどから出ておりますようにまちの人、藤井寺の人が歩き回れるような機会ですね。観光も大分変化してきて、東京のハトバスが一時期潰れるかという話になった時に、経営戦略を変えて東京都民がハトバスに乗る、そういう経営方針に変えました。今までは、地方の人が出てきたら1日観光でハトバスに乗るということで、高度経済成長期は大稼ぎをしたのですが、どんどんそういう行動がなくなって、ハトバスを潰すのか潰さないのかという時に、都民が乗れるハトバスをという経営戦略に変えて、再生していています。</p> <p>堺市でも聞くのですが、堺の人が堺の中を歩き回らない。堺に住んでいても、環濠集落に行ったこともない、当然百舌鳥古墳群を歩いたこともない。藤井寺も一緒です。むしろ市民が歩き回れることも、大きな意味があると思います。むしろ、それは根強い力になっていくと思います。外部から評価をもらうのと同時に、内部の人が誇りと愛着を持ってもらえるような、そのようなプロモーションが出来ないのかと思います。この近辺では、和泉市で歴史ロマンウォークをしています。そのようなことも考えていただくと、面白いと</p>

事務局	<p>思います。</p> <p>広報で出しても、なかなか集まって頂けません。老人会などで集まっている時などに、地区の人たちをそのまま誘って歩きに行く。是非歩いてくださいということで、一緒に歩きに行く。そのような集まりで、トントントンといくと、周りの人に口コミで広がっていく。実は私どもも、そのようなウォークをしているのですが、なかなか固定客以外は来ない状況です。地区の区長さんをお願いしていく方がいいのかもしれませんが。そういうことを考えていかないといけません。</p>
増田会長	<p>市民をどう引っ張り出して、一緒に歩いてもらうのかということでしょう。</p>
事務局	<p>今、小学生は6年生の時にフィールドワークをしています。また中学生も始めようかという話をしています。</p>
小野委員	<p>今先生がおっしゃられたことは、耳が痛いのですが、これは努力不足なのだと思います。春と秋に大きなイベントがあって、保険をかけるためにアンケートをとりますと、市外から来られた方が7割を超えています。また、初めて来る人が66パーセントもいます。リピーターが少ない。地元の人が反応していないように思います。私どもも地元の人を対象としたものにしないといけないのかもしれませんが。どうしても市外でPRすることが多いです。</p>
山本委員	<p>ハトバスの話がありましたが、私は南河内の観光ツアーを作りなさいと言っています。そうすれば盛り上がると思います。地元説明会でこの頃一生懸命説明されておられますけども、あまり気分が盛り上がっていないなと感じます。せっかく作るのであれば、市民全部を挙げて、他の市町村からも良くやってくれたと言われるようにしたいと思います。観光ツアーを組むのが一番だと思います。</p>
富山委員	<p>個人的な話ですが、もともと私の専門は洋ランなのですが、全然古墳とイメージが合わないので、苔玉の本を10年前に出させて頂いて、それが中国語にも翻訳されて、趣味の園芸にもやっと苔玉で出させて頂いたのですが、洋ランの先生のイメージが強いためか、「洋ラン以外ではでるな」、「苔玉に洋ランいれろ」とまだ言われます。社長に、「苔玉みたいなお金にならないのですみません。」と言ったら、社長が、「ミシュランガイドはタイヤ屋さんが作っている。</p>

	<p>タイヤ屋さんがおいしいお店の本を出して、結局車を使う。そしてタイヤがすり減る。そういうビジネスをしていかないといけない。」とおっしゃられた。強引でもくっつけていく。それが操作でもあり、興味のない人間でも引っ張っていくことになるのだと思います。どう和風なもので、手軽なものを置いていくのかがテーマかなと思います。</p>
増田会長	<p>これから、色々なプロモーションを考えていかないといけないのだと思います。是非ともここでの意見交換会を参考にさせていただければと思います。景観地区の話題はよろしいでしょうか。</p>
岡山委員	<p>一つは質問なのですが、景観地区の制限の内容について「建築物の形態意匠の制限」は、先ほど言われたように景観計画の基準によるということですが、この高さの規制は高度地区の規定によることですが、これは景観地区の3区分と連動した形になるのでしょうか。</p>
事務局	<p>区域としては連動しています。元々本市においては、第一種低層住居専用地域というものが古墳近傍でありました。高度地区の指定、景観地区の指定は区域は全く一緒になります。ただ古墳周辺で一部第一種低層住居専用地域があります。そこは元々高さ10mの規制がかかっておりますので、高度地区についてはその部分を除外したところを15mで指定しているというところで、その他のところは31mということで、区域にしても位置にしてもだいたい連動しているということです。</p>
岡山委員	<p>高度地区の指定はその2種類ですか。</p>
事務局	<p>高度地区は、元々ありました第一種低層の地域で10m、資産近傍でそれ以外のエリアは15m、近隣商業も含めて黄色のエリアが31mで、ただ黄色の地区の中にも第一種低層の地域がありますので、その区域を除いたところが31mの規制がかかるという3種類になりますが、高度地区の指定としては、15mの指定と31mの2種類指定をしているということでございます。</p>
増田会長	<p>前回ご報告いただいたと思うのですが、直接景観審議会のマターではないですが、次回はぜひとも一体的に説明頂ければと思います。私の方でも、この部分は都市計画法に委ねていますから、都市計画</p>

	<p>法に任せたという感じになっておりますので抜けておりました。</p>
岡山委員	<p>29 ページの③④については、これは景観地区全域に制限をかけるのは無理があるだろうということで、外しておられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>全域ではありませんが、第一種低層の地域については、高さ制限の10m以外にも、壁面後退1mというのがかかっております。それは建築基準法の中で定めております。敷地面積の最低限度については、現在では開発行為を伴う場合になりますと、本市の開発要綱というところで一定の敷地の定義を設けてはおりますが、区域として指定しているところはありません。</p>
岡山委員	<p>景観法を根拠にする景観地区は、都市計画でも地域地区の一つに入っておりますので、都市計画との連動が上手くいくような形で内容を決めていただきたいと思います。</p> <p>もう一つは、先ほどルートとか視点の話がありましたが、それを決めていくと具体的な絵が描けると思います。その時には、地区計画か何かを指定して、より具体的な制限内容になるように工夫してほしいと思います。</p> <p>それと、景観重要公共施設ですが、先ほどの話では、高架道路、橋梁を規制するばかりの内容だったと思いますが、公共施設でも公園などは規制するよりも積極的に古代を感じるような整備をするなど、規制ばかりではなく、積極的に活用するような、例えば緑の基本計画との連動性であるとか景観地区に縛らずに、他の都市計画とかと連動した形で整備してほしいなと思います。これは要望です。よろしいでしょうか。</p>
増田会長	<p>次回諮問を答申する時には、高度地区も説明頂いといた方が、高度地区そのものはベースとなる用途地域と連動させて運用されているはずですから、合わせてご説明頂きたいと思います。</p>
	<p>(3) 【報告案件】景観条例の改正(案)について</p>
増田会長	<p>有難うございます。それでは報告案件2を終わりにして、報告案件3「景観条例の改正(案)について」に報告をお願いします。</p>
事務局	<p><u>景観条例の改正(案)について説明</u></p>

増田会長	<p>有難うございます。今ご説明がございました「景観条例の改正(案)について」ご質問やお気づきの点がございますか。私の方から、38ページのスライドで、景観アドバイザーに※がついていて、「必要に応じて」となっていますが、「必要に応じて」とは規模で決めるのでしょうか。</p>
事務局	<p>今のところ、他市の情報収集をしているところですが、件数も多くなっているということで、他市の例では大規模建築物の届出が出たときに関してアドバイザーをかけるということになっているということヒアリングで聞きましたので。今現在考え方としては、基本としては大規模の建築物に関してはアドバイザーに意見を聴くということです。「必要に応じて」といいますのは、戸建て住宅等でも認定審査をしていく上で、判断がつかない案件が出て参るかと思えますので、その際にアドバイザーの意見を聴くことがあるかなと思いますので、このような表記にさせて頂いております。</p>
佐久間委員	<p>38条2項で「必要な事項は規則で定める」と条例案がありますが、そのようなことを記載されるということでしょうか。</p>
事務局	<p>前回までの景観アドバイザーに関しての規定につきましては、「置くことが出来る」としておまして、今回は認定行為が伴いますので「置く」ということにはしてあります。景観アドバイザーの必要な事項を定めるということにつきましては、規則の中で何人で組織する、任期は何年などは別途定めさせていただきます。</p>
岡山委員	<p>37ページですが、違反建築物に対する措置命令は、届出、指導、監督どこまでされるのでしょうか。</p>
事務局	<p>施工の停止命令、是正の処置命令、設計者の業務停止処分などいろいろありますが、まずは守らない場合に指導をし、最終的に法に基づく命令をする際には、審議会の意見を聴くことになります。</p>
岡山委員	<p>それは条例の何条にありますか。</p>
事務局	<p>18条の方が景観計画に基づく届出に関する項目を書かせて頂いております。景観地区に関しては別の26条で規定しております。</p>

山本委員	<p>違反建築物に対する説明は、事前に審議会に聴く必要があるのでしょうか。行政庁の長が判断すればいいのではないのでしょうか。</p>
増田会長	<p>長だけではなく、審議会の意見を聴いていただくというのが、より公平性を担保するという景観法の精神になります。</p>
増田会長	<p>本日予定しておりました議題は終了しました。今日、景観行政を上手く活用して、市の誇り、市のブランドの向上をつなげていきたいというかなり有効な意見交換が出来たと思います。よろしいでしょうか。</p> <p>ありがとうございました。それでは私の方でお預かりしました案件は終了しました。事務局よりなにかありますか。</p>
事務局	<p>本日のご意見につきましては、会長一任とさせていただき、修正を行いたいと思います。委員の皆様方には、別途変更案を送付させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>(4) 【その他の報告】景観セミナーその他について</p> <p>事務局より3点ほどご報告をさせていただきます。</p> <p><u>①第2回・第3回景観セミナーについて報告</u> <u>②委員の任期について報告</u> <u>③平成27年度第1回景観審議会の日程について報告</u></p>
事務局 (中原課長)	<p>4. 閉会</p> <p>増田会長におかれましては、議長をお務めいただき、ありがとうございました。また委員の皆様におかれましては、ご審議を賜りましたことに、お礼を申し上げます。以上をもちまして、平成26年度第2回藤井寺市景観審議会を閉会させていただきます。皆様、本日はありがとうございました。</p>